雇児福発0514第2号 平成26年5月14日

都 道 府 県 指定都市 各 中核 市 児童相談所設置市

民生主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局 家庭福祉課長 (公印省略)

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 交付要綱等の改正点及びその運用について

## 1. 事務費関係

- (1) 公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成25年1月24日閣議決定)に基 づいて設定した、地方公務員の給与削減を踏まえた保護単価(算定基準)を廃止。
- (2) 児童相談所一時保護所関係
  - ① 心理職員の配置

1施設当たり年額 5,142,795円 → 5,346,807円

② 個別指導を行う主任児童指導員の配置

1施設当たり年額 4,799,304円  $\rightarrow$  5,098,457円

③ 看護代替要員費

職員1人日額 5,920円 →

同 額

※地方公務員の給与削減を踏まえた単価を記載。

(3) 小規模グループケアの推進

(児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設)

1施設当たり年額 6,656,100円  $\rightarrow$  6,711,426円

(6, 508, 654円)

(4) 里親支援専門相談員加算(児童養護施設、乳児院)

1施設当たり年額 5, 420, 565円  $\rightarrow$  5, 436, 550円

[里親支援のための交通

 $(5, 252, 444\Pi)$ 

の交通費を含む

(5) 個別対応職員加算(乳幼児10人未満を入所させる乳児院、母子生活支援施設)

- 1施設当たり年額 5,329,425円  $\rightarrow$  5,345,410円 (5,142,795円)
- (※ 児童養護施設、乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く)、情緒障害児 短期治療施設、児童自立支援施設は一般分保護単価に算入)
- (6) 夜間警備体制の強化(母子生活支援施設)

1施設当たり年額 1,941,800円 → 同 額 「夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定」

(7) 苦情解決対策経費の計上(各施設一般分保護単価に算入)

1 施設当たり年額 2 4, 2 1 0 円 → 同 額 [第三者委員会の開催に係る経費(旅費、会議費)を算定]

(8) 地域小規模児童養護施設

1施設当たり年額 14,614,090円  $\rightarrow$  14,635,266円 (14,152,577円)

(9) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設

1施設当たり年額 7,609,678円  $\rightarrow$  7,622,254円 (7,329,761円)

(10) 心理療法担当職員加算

(児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童自立支援施設)

1施設当たり年額

常勤職員配置 5, 329, 425円  $\rightarrow$  5, 345, 410円 (5, 142, 795円)

常勤的非常勤職員配置

3,307,283円 → 3,316,980円 非常勤職員配置 2,204,769円 → 2,209,370円 [心理療法担当職員に係る経費、訪問指導旅費(月10回)、嘱託精神科医 (月1回)等を算定]

(11) 広域入所促進事業(母子生活支援施設)

1 施設当たり年額 4 5 万円以内 → 同 額 「施設機能強化推進費」

(12) 看護師加算(児童養護施設)

1施設当たり年額 4,719,558円  $\rightarrow$  4,733,555円 (4,551,295円)

(13) 入所児童の自立支援(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期

		治療施設))	、児童日	自立支援施	設(各施	設一般分值	呆護単価に	二算入
	1施設当たり年額	, ,	74,	071円	$\rightarrow$	1, 97	5, 118	3 円
(14)	業務省力化等勤務条件 週所定労働時間40 ①児童指導員、例	)時間の実		<b></b>				
	職員1人年8 ②調理員	頁 2	285,	700円	$\rightarrow$		同	額
	職員1人年8	頁 2	276,	640円	$\rightarrow$		同	額
	年休代替要員費 ) 直接処遇職員							
<b>②</b>	職員1人年額 ) 調理員	1	118,	400円	$\rightarrow$		同	額
	職員1人年額	1	106,	400円	$\rightarrow$		同	額
(16)	社会保険料事業主負担	旦金	19.	6 9 4 %	$\rightarrow$	1	9. 977	7 %
(17)	管理宿直専門員 1施設当たり年額	1, 3	326,	675円	$\rightarrow$	1, 36	6,016	3 円
(18)	職員健康管理費 常勤・非常勤職員		6,	389円	$\rightarrow$		6, 190	) 円
(19)	ボイラー技士雇上費 職員1人年額	2, 4	113,	039円	$\rightarrow$	2, 41	2,840	) 円
(20)	非常勤保育士賃金 職員1人年額	2	232,	360円	$\rightarrow$		司	額
(21)	非常勤調理員賃金 職員1人年額	1, 6	670,	480円	$\rightarrow$		司	額
(22)	児童自立支援施設学和 1施設当たり年額			240円	$\rightarrow$		司	額

(23) 児童養護施設特別指導費、乳児院(定員40人以上)家庭支援専門相談員、母子生活 支援施設特別生活指導費 1, 867, 129 $\rightarrow$  1, 866, 930 $\rightarrow$ 職員1人年額

	学習指導費 (児童養護施設、児童自立支援施設、 里親) 1人当たり月額	情	<b></b>					寮施設、 →		ミリ- 8,			
	1八ヨたり万領			ι,	3	<i>2</i> 0	, 1 1	,		Ο,	U	9 (	7   1
(25)	嘱託医手当 (児童養護施設、母子生活支援施設 嘱託医1人年額	-	-	.児院 5,		8 0	円	$\rightarrow$		Ī	司		額
	(児童自立支援施設) 嘱託医1人年額	6	5 5	1,	3	6 C	円	$\rightarrow$		Ī	司		額
(26)	協力医療機関委託費(乳児院) 1施設当たり年額	7	7 0	5,	6	4 0	円	$\rightarrow$		Ī	1		額
(27)	入所児童(者)処遇特別加算 400時間 ~ 800時間 800時間 ~ 1,200時間 1,200時間以上 1,	7	7 2	6,	0	O C	円	$\rightarrow$		Ī	司司司		額額額
(28)	除雪費 定員1人(母子生活支援施設にあ	かく	って				年 第 9 円			5,	8	4 (	)円
		1	1 3	9,	9	6 C	円	$\rightarrow$	1	44,	1	8 (	円
2. 事 (1)	( )書きは公立施設の場合。 「業費関係 一般生活費 )児童養護施設												
6	・乳児分1人月額 ・乳児以外分1人月額			4, 7,						56, 48,			
2	別用童自立支援施設 ・入所児分1人月額 ・通所児分1人月額			7, 4,						48, 14,			
(3	情緒障害児短期治療施設 ・入所児分1人月額 ・通所児分1人月額			7, 4,				$\begin{array}{c} \rightarrow \\ \rightarrow \end{array}$		49, 14,			

④里親					
<ul><li>乳児分1人月額</li></ul>	54,	980円	$\rightarrow$	56,44	40円
・乳児以外分1人月額				48, 95	
⑤乳児院					
・3歳未満児分1人月額	54,	730円	$\rightarrow$	56, 18	30円
• 3 歳以上児分1人月額	47,	430円	$\rightarrow$	48, 69	90円
⑥ファミリーホーム					
・乳児分1人月額	54,	730円	$\rightarrow$	56, 18	80円
・乳児以外分1人月額	47,	430円	$\rightarrow$	48,69	90円
⑦自立援助ホーム1人月額	10,	3 4 0 円	$\rightarrow$	10,61	10円
⑧母子生活支援施設					
・入所者1人月額	3,	5 5 0 円	$\rightarrow$	3, 64	40円
• 保育室保育入所児童					
3歳未満児1人月額	8,	890円	$\rightarrow$	9, 13	30円
3歳以上児1人月額	5,	500円	$\rightarrow$	5, 77	70円
⑨乳児院病虚弱等児童加算費					
児童1人月額	95,	000円	$\rightarrow$	95, 82	20円
⑩児童相談所一時保護所(一時保護委託を	含む)				
・乳児1人日額	1,	800円	$\rightarrow$	1, 85	50円
・乳児以外分1人日額	1,	560円	$\rightarrow$	1, 60	0 円
⑪里親の一時的な休息のための援助経費					
1日当たり	5,	500円	$\rightarrow$	5, 60	00円
[児童の飲食物費など]					
(2)被虐待児受入加算費					
①児童養護施設、乳児院、母子生活支援が		育富児短期	期治療	逐施設、児童	首自立支
援施設、ファミリーホーム、自立援助オ					
児童1人月額	26,	100円	$\rightarrow$	同	額
②一時保護委託					
児童1人日額		850円	$\rightarrow$	同	額
		0.00			III
(3)分娩介助料 1件当たり	193,	090円	$\rightarrow$ 2	200, 09	90円
(4) 教育費					
	9	1 1 0 Ⅲ		0 17	7 O III
				2, 17	
・ 特別支援学校高等部 児童1人月額 ・ 特別支援学校高等部 児童1人月額				4, 3 (	
· 入学時特別加算費 児童1人年額					
· 八子时付別加昇貝	υg,	O I U 円	$\rightarrow$	00, 9	ı U 🖰
(5) 見学旅行費					
・小学校第6学年児童1人年額	2.0	600円	$\rightarrow$	21.10	90円
・中学校第3学年児童1人年額				57, 29	
	00,	0 0 0 1 1	*	01, 20	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \

・高等学校第3学年(特別支援学校高等部を含む。)

児童1人年額 108,200円 →111,290円

(6) 入進学支度金

・小学校 児童1人年額

39,500円  $\rightarrow 40,600$ 円

· 中学校 児童 1 人年額

46, 100 円  $\rightarrow 47, 400$  円

(7)特別育成費

・国公立分 児童1人月額22,270円 → 22,910円

· 私立分 児童 1 人月額

32, 970 円  $\rightarrow 33, 910$  円

・入学時特別加算費 児童1人年額
59,010円 → 60,970円

·資格取得等特別加算費 児童1人年額55,000円 → 56,570円

(8) 期末一時扶助費 児童1人年額

5, 070円  $\rightarrow$  5, 210円

(9) 児童用採暖費

区		分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	その他の地域
児童者	養護施設	等	7,000円	5, 360円	3,470円	2,580円	1, 290円
乳	児	院	7,410円	5,810円	3,690円	2,690円	1, 290円
母子生	活支援施	拉設等	1,170円	980円	610円	390円	190円

- (注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関 する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月 28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「そ の他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。
- (10) 就職支度費 1件当たり 特別基準 1件当たり

79,000円  $\rightarrow$  81,260円 189, 510 円  $\rightarrow 194, 930$  円

(11) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり 79,000円 → 81,260円

特別基準 1件当たり

189, 510 円  $\rightarrow 194, 930$  円

(12) 葬祭費 1件当たり

153, 900円  $\rightarrow 158, 350$ 円

(13) 里親手当 児童1人目月額

72,000円 → 同 額

(14) 専門里親手当 児童1人目月額 123,000円 → 同 額

(15) 一時保護委託費 一時保護委託児童1人当たり日額

(16) 児童養護施設分園型自活訓練事業

1施設当たり年額

4,695,000円  $\rightarrow 4,742,000$ 円

(17) 家族療法事業費

(情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設) 実施延家族数が年間125家族以上

1施設当たり年額 1,999,000円 → 2,010,000円

実施延家族数が年間125家族未満

1施設当たり年額

999, 000円  $\rightarrow$  1, 005, 000円

## 3. その他

- (1) 「児童福祉施設設備及び運営に関する基準」において、平成25年4月1日より職 員配置基準の引上げが行われたところであるが、公設民営の施設で指定管理者制度を 導入し、複数年契約としている場合においても、措置費の基本的人員配置の引上げに 伴う職員の確保と、必要な加算職員の配置に対応した契約の見直しについて、引き続 き配慮をお願いしたい。
- (2) 消費税率引上げに伴い課税対象経費について改定を行うとともに、一般生活費 等については近年の物価動向も踏まえた改定を行った。

事務費の保護単価に含まれている管理費

于初其 *7 //		の旧会自立
定員	①児童養護   施設	③児童自立     支援施設
1		
ハカナズ	円 22.021	円
30まで	23, 931	24, 451
$31 \sim 35$	21, 658	22, 218
$35 \sim 40$	19, 383	19, 983
41 ~ 45	18, 109	18, 812
$46 \sim 50$	16, 043	17, 487
51 ~ 55	15, 189	16, 596
$56 \sim 60$	14, 332	15, 702
$61 \sim 65$	13, 700	15, 036
$66 \sim 70$	13, 066	14, 369
$71 \sim 75$	12, 592	13, 927
$76 \sim 80$	12, 116	13, 483
81 ~ 85	11, 920	13, 325
$86 \sim 90$	11, 723	13, 167
$91 \sim 95$	11, 439	13, 023
96 ~100	11, 151	12, 875
101 ~105	10, 984	12, 637
106 ~110	10, 747	12, 397
111 ~115	10, 567	12, 197
116 ~120	10, 386	11, 996
121 ~125	10, 233	11, 924
126 ~130	10, 078	11, 851
131 ~135	10, 038	11, 710
136 ~140	9, 997	11, 567
141 ~145	9,878	11, 518
146 ~150	9, 757	11, 467
151 以上	9, 645	11, 344

④乳児院			
定員	2歳未満児	2歳児	3歳以上児
人	. 円	円	円
10 まで	62, 884	57, 812	52, 401
11 ~ 15	48, 041	43, 800	35, 296
$16 \sim 20$	41, 817	36, 965	28, 993
$21 \sim 25$	36, 048	33, 092	25, 438
$26 \sim 30$	34, 545	30, 771	23, 330
$31 \sim 35$	33, 203	29, 539	22, 045
$35 \sim 40$	31, 860	28, 308	20, 761
41 ~ 45	31, 024	27, 270	19, 670
$46 \sim 50$	30, 186	26, 231	18, 578
$51 \sim 55$	29, 655	25, 800	18, 115
$56 \sim 60$	29, 123	25, 369	17, 652
$61 \sim 65$	28, 721	24, 993	17, 244
$66 \sim 70$	28, 319	24, 617	16, 836
$71 \sim 75$	28, 038	24, 276	16, 464
$76 \sim 80$	27, 755	23, 934	16, 090
81 ~ 85	27, 519	23, 616	15, 740
86 ~ 90	27, 281	23, 297	15, 389
91 以上	26, 981	22, 995	15, 055

⑤10 人未満を入所	円
させる乳児院	59, 361

定員	②地域小規模児童養護施設
	円
1施設あたり	42, 428

定	員	⑥母子生活支援施設				
足	貝	一般分	保育士加算	指導員兼事務員加算		
	世帯	円	円	円		
10 3	まで	41, 233	2, 120			
11	$\sim$ 20	25, 949	1,590	[1, 590]		
21	<b>∼</b> 30	18, 978	1,060	1,060		
31	$\sim 40$	14, 588	954	795		
41	$\sim$ 50	13, 296	848	716		
لِ 51	以上	12,004	742	636		
母子	生活支持	爰施設	円			
10 世帯母子支援		3, 180				
	20 世帯	母子支援	1,590			

<sup>]</sup>書は20世帯分の単価

⑦情緒障害児 短期治療施 設
円
23, 853
22, 092
20, 330
19, 422
18, 513

®ファミリーホーム	円
	2, 770

定員	⑨自立援助 ホーム
人	円
6まで	10, 884
$7 \sim 9$	10, 551
$10 \sim 12$	10, 385
$13 \sim 15$	10, 285
$16 \sim 18$	10, 219
19 以上	9, 797

⑩年少児加算分				
乳児	1歳児	2歳児	年少児	
円	円	円	円	
14, 454	14, 454	10, 600	2, 271	

⑪小規模グループケア加算分			
	児童養護施		情緒障害児
定員	設・児童自	乳児院	短期治療
	立支援施設		施設
10まで	_	14, 560	_
11 ~ 15	_	9, 430	9, 700
$16 \sim 20$		7,070	7, 280
$21 \sim 25$		5, 820	
$26 \sim 30$	4,850(※1)	4,850	4,850(※1)
$31 \sim 35$	4, 160	4, 160	4, 160
$35 \sim 40$	3, 640	3,640	3, 640
41 ~ 45	3, 230	3, 230	3, 230
$46 \sim 50$	2, 910	2, 910	2,910(※3)
$51 \sim 55$	2, 640	2,640	_
$56 \sim 60$	2, 420	2, 420	_
$61 \sim 65$	2, 240	2, 240	_
$66 \sim 70$	2, 080	2,080	_
$71 \sim 75$	1, 940	1, 940	_
$76 \sim 80$	1,820	1,820	_
81 ~ 85	1,710	1,710	_
86 ~ 90	1,610	1,610	
$91 \sim 95$	1,530	1,530(※2)	_
96 ~100	1, 450	_	_
101 ~105	1, 380	_	_
106 ~110	1, 320		_
111 ~115	1, 260	_	_
116 ~120	1, 210	_	_
121 ~125	1, 160	_	_
126 ~130	1, 120	_	_
131 ~135	1,070	_	_
136 ~140	1,040	_	_
141 ~145	1,000	_	_
146 ~150	970	_	_
151 以上	930	_	_

(※1)は30人までの単価

(※2)は91人以上の単価

(※3)は46人以上の単価

⑫里親支援専門相談員加算分				
定員	児童養護 施設	乳児院		
人	円	円		
10 まで	_	3, 970		
11 ~ 15	_	2, 647		
$16 \sim 20$	_	1, 985		
$21 \sim 25$	_	1, 588		
$26 \sim 30$	1, 323 (※1)	1, 323		
$31 \sim 35$	1, 134	1, 134		
$35 \sim 40$	993	993		
41 ~ 45	882	882		
$46 \sim 50$	794	794		
51 ~ 55	722	722		
$56 \sim 60$	662	662		
61 ~ 65	611	611		
$66 \sim 70$	567	567		
$71 \sim 75$	529	529		
$76 \sim 80$	496	496		
81 ~ 85	467	467		
86 ~ 90	441	441		
$91 \sim 95$	418	418 (※2)		
96 ~100	397	_		
101 ~105	378	_		
106 ~110	361			
111 ~115	345			
116 ~120	331	_		
121 ~125	318	_		
126 ~130	305	_		
131 ~135	294	_		
136 ~140	284	_		
141 ~145	274	_		
146 ~150	265	_		
151 以上	256	_		

⑬個別対応職員加算分		
10 人未満を入所させる	円	
乳児院	3, 533	

13個別対応聯	⑬個別対応職員加算分		
定 員	母子生活支援施設		
世帯			
10 まで		2, 120	
$11 \sim 20$		1,590	
$21 \sim 30$		1,060	
$31 \sim 40$		795	
$41 \sim 50$		636	
51 以上		578	

151 以上256(※1)は30人までの単価(※2)は91人以上の単価

定	員	⑭職業指導員 加算分	⑮ボイラー技士 雇上費加算分	⑯児童養護施 設等特別指 導費加算分	⑪乳児院(定員 40人以上)の 家庭支援専門 相談員加算分	18 児童養護施設等指導員特別加算分
	人	円	円	円	円	円
30 まで	で	1,060	17	22	_	22
31 ~	35	909	15	19	_	19
35 ~	40	795	13	17	[17]	_
41 ~	45	707	11	15	15	_
46 ~	50	636	10	13	13	_
51 ~	55	578	9	12	12	_
56 ~	60	530	9	11	11	_
61 ~	65	489	8	10	10	_
66 ~		454	7	10	10	
71 ~		424	7	9	9	_
76 ~		397	6	8	8	
81 ~		374	6	8	8	_
86 ~		353	6	7	7	
91 ~		335	5	7	7(**)	
96 ~1		318	5	7		
101 ~1		303	5	6	_	_
106 ~1		289	5	6	_	_
111 ~1		277	4	6	_	_
116 ~1		265	4	6	_	_
121 ~1		254	4	5	_	_
126 ~1		245	4	5	_	_
131 ~1		236	4	5	_	_
136 ~1		227	4	5	_	_
141 ~1		219	4	5	_	_
146 ~1		212	3	4	_	_
151 以」	Ŀ	205	3	4	_	

[ ]書は40人分の単価

(※)は91人以上の単価

	⑩母子生活支援施設	②母子生活支援施設(定員 40 世帯以
	特別生活指導費加算分	上)の母子支援員、少年指導員加算分
世帯	円	円
10 まで	67	_
$11 \sim 20$	34	_
$21 \sim 30$	22	_
$31 \sim 40$	17	[884]
$41 \sim 50$	13	707
51 以上	12	590

[ ]書は40世帯分の単価

②心理療法担当職員加算分(児童養護施設、児童自立支援施設)			
定 員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤
人	円	円	円
30 まで	1,060	1, 179	1, 179
$31 \sim 35$	909	1,011	1, 011
$35 \sim 40$	795	884	884
41 ~ 45	707	786	786
$46 \sim 50$	636	707	707
51 ~ 55	578	643	643
$56 \sim 60$	530	590	590
61 ~ 65	489	544	544
$66 \sim 70$	454	505	505
$71 \sim 75$	424	472	472
$76 \sim 80$	397	442	442
81 ~ 85	374	416	416
86 ~ 90	353	393	393
91 ~ 95	335	372	372
96 ~100	318	354	354
101 ~105	303	337	337
106 ~110	289	322	322
111 ~115	277	308	308
116 ~120	265	295	295
121 ~125	254	283	283
126 ~130	245	272	272
131 ~135	236	262	262
136 ~140	227	253	253
141 ~145	219	244	244
146 ~150	212	236	236
151 以上	205	228	228

②心理療法担当職員加算分 (乳児院)				
定員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤	
人	円	円	円	
10 まで	3, 180	3, 537	3, 537	
11 ~ 15	2, 120	2, 358	2, 358	
$16 \sim 20$	1, 590	1, 769	1, 769	
$21 \sim 25$	1, 272	1, 415	1, 415	
$26 \sim 30$	1,060	1, 179	1, 179	
$31 \sim 35$	909	1,011	1,011	
$35 \sim 40$	795	884	884	
$41 \sim 45$	707	786	786	
$46 \sim 50$	636	707	707	
$51 \sim 55$	578	643	643	
$56 \sim 60$	530	590	590	
$61 \sim 65$	489	544	544	
$66 \sim 70$	454	505	505	
$71 \sim 75$	424	472	472	
$76 \sim 80$	397	442	442	
81 ~ 85	374	416	416	
86 ~ 90	353	393	393	
91 以上	335	372	372	

②1心理	②心理療法担当職員加算分(母子生活支援施設)				
定	員	常勤職員	常勤的非常勤	非常勤	
	世帯	円	円	円	
10 まっ	で	2, 120	3, 537	3, 537	
11 ~	20	1, 590	1, 769	1, 769	
21 ~	30	1,060	1, 179	1, 179	
31 ~	40	795	884	884	
41 ~	50	636	707	707	
51 以_	Ŀ	530	590	590	

定	員	②看護師加算分 (児童養護施設)
	人	円
30 まっ	で	203
31 ~	35	174
35 ∼	40	152
41 ~	45	135
46 ~	50	122
51 ~	55	111
56 ~	60	101
61 ~	65	94
66 ~	70	87
71 ~	75	81
76 ~	80	76
81 ~	85	72
86 ~	90	68
91 ~	95	64
96 ~	100	61
101 ~	105	58
106 ~	110	55
111 ~	115	53
116 ~	120	51
121 ~	125	49
126 ~	130	47
131 ~	135	45
136 ~	140	43
141 ~	145	42
146 ~	150	41
151以_	Ŀ	39

②児童自立支援施設 通所部分	円 4, 522
②情緒障害児短期治療	円
施設通所部分	6, 750

## 平成 26 年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

(単位:円)

						\	
区分	児童養護 施設	児童自立 支援施設	乳児院	母子生活 支援施設	情緒障害児 短期治療 施設	ファミリー ホーム	自立援助ホーム
所長	福(4-1)	福(4-13)	福(4-1)	福(4-1)	福(4-13)		
/314 4	271, 400	298, 200	271, 400	271, 400	298, 200		
	福(2-33)		2.1, 1	福(2-33)	200,200		
	253, 400			253, 400			
主任児童	福(2-17)			200, 400		福(2-17)	福(2-17)
主任光里 指導員							
	230, 112		±= (o, =)		±= (0, 15)	230, 112	230, 112
児童指導員	福(2-5)		福(2-5)		福(2-17)		福(2-5)
	209, 916		209, 916		230, 112		209, 916
職業指導員	福(1-25)	福(1-25)					
	187, 884	187, 884					
心理療法					福(2-5)		
担当職員					209, 916		
児童自立支援		福(2-17)					
専門員		230, 112					
		福(2-5)					
		209, 916					
主任母子				福(2-17)			
指導員				230, 112			
母子支援員				福(2-13)			
77人及关				223, 584			
児童生活		福(1-37)					
支援員		206, 754					
主任保育士	福(1-33)				福(1-41)		
	201, 348				212, 262		
保育士	福(1-29)		福(1-29)	福(1-25)	福(1-37)		
	195, 228		195, 228	187, 884	206, 754		
事務員	行 I (2-9)	行 I (2-9)	行 I (2-9)	行 I (2-9)	行 I (2-9)		
, ,,,,	200, 000	200, 000	200, 000	200, 000	200,000		
医師	,	, , , ,	, , , ,	, , , ,	医 I (2-5)		
					335, 600		
家庭支援	福(2-5)	福(2-5)	福(2-5)		福(2-5)		
専門相談員	209, 916	209, 916	209, 916		209, 916		
個別対応職員	福(2-5)	福(2-5)	福(2-5)		福(2-5)		
凹加刈心蝦貝							
看護師長	209, 916	209, 916	209, 916 医III (3-9)		209, 916		
1 世間女							
<b>子</b> 类在	E III (0, 05)		242, 200		E III (0, 05)		
看護師	医Ⅲ(2-25)		医Ⅲ(2-25)		医Ⅲ(2-25)		
W 24- 1	222, 300		222, 300		222, 300		
栄養士	医Ⅱ(2-5)	医Ⅱ(2-5)	医Ⅱ(2-5)		医Ⅱ(2-5)		
	184, 500	184, 500	184, 500		184, 500		
調理員等	行Ⅱ(1-37)	行Ⅱ(1-37)	行Ⅱ(1-37)	行Ⅱ(1-37)	行Ⅱ(1-37)		
	165, 800	165, 800	165, 800	165, 800	165, 800		

- (注) 1. この表は、予算積算上の給与格付を例示したものである。
  - 2. 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
  - 3. 「所長」欄の母子生活支援施設にあっては上段は21世帯以上、下段は20世帯以下であり、その他にあっては上段は51人以上、下段は50人以下の施設である。
  - 4. 児童養護施設の主任児童指導員は、所長が4級以上の施設である。
  - 5. 直接処遇職員のうち別に定める職種にあっては、上記表の本俸基準額と別に定める特殊業務手当基準額を加えたものを本俸基準額とする。
  - 6. 直接処遇職員(医師、看護師を除く)にあっては当該俸給額の他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。

別紙3

## 平成 26 年度 児童福祉施設等職員の本俸基準額

+ <i>l</i> ⇒π. π.1	1255	特殊業務手当基準額	
施設別	職 種	調整数	基本額
			円
児童養護施設	1. 主任児童指導員	1	9, 200
	2. その他の児童指導員	1	9, 200
	3. 保育士	1	7, 800
	4. 職業指導員	1	7, 800
児童自立支援施設	1. 児童と起居をともにする児童自立支援専門員	4	9, 200
	2. 児童と起居をともにする児童生活支援員	4	7,800
	(夫婦制の児童生活支援員を除く)		
	3. その他の児童自立支援専門員	3	9, 200
	4. 夫婦制の児童生活支援員	2	7, 800
	5. 職業指導員	3	7, 800
乳児院	1. 児童指導員	1	9, 200
	2. 保育士	1	7, 800
母子生活支援施設	1. 母子支援員	1	9, 200
	2. 保育士	1	7, 800
	3. 少年指導員	1	9, 200
情緒障害児短期治療施設	1. 児童と起居をともにする児童指導員	4	9, 200
	2. 児童と起居をともにする保育士	4	7, 800
	3. その他の児童指導員	3	9, 200
	4. その他の保育士	3	7, 800
	5. 看護師	2	9, 400
	6. セラピスト	1	9, 200
	7. 医師	2	13, 100
ファミリーホーム	1. 主任児童指導員	1	9, 200
自立援助ホーム	1. 主任児童指導員	1	9, 200
	2. 児童指導員	1	9, 200

<sup>(</sup>注)上記表に該当する職種の特殊業務手当基準額は、基本額に、調整数欄に掲げる調整 数を乗じて得た額である。